

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第3回島根海区漁業調整委員会が平成21年2月9日に松江テルサ(松江市朝日町)で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 中海における漁業調整問題について(報告)

これまで、中海や境水道の一部では島根県及び鳥取県の境界が設定されていなかったことから、両県の漁業者が入り会って、それぞれの県の規則に基づいて漁業の操業をしていました。

平成4年の県境確定の際、中海においては従来の入会慣行を尊重し、両県漁業者が従来どおりの漁業を行えるよう、それぞれの県漁業調整規則の中に中海及び境水道(境水道大橋東端以西の海域に限る)においては、漁業の許可や制限等(一部又は全部)を適用しない規定(適用除外規定)を設けることになりました。

しかし、この措置は自県水域で操業する相手県漁業者の違反を取り締まれないという資源管理及び漁業秩序維持上の問題点を含んでいました。

その後、両県は中海における漁業許可の内容統一など漁業調整を図ってきましたが、中海本庄工区の干陸化中止等の社会的・経済的環境の変化もあり、平成16年に両県知事が森山堤防の開削等、幾つかの基本合意をする中で、「中海における漁業秩序の維持」について、入会慣行を尊重しつつ、堤防開削までに適切な管理が行えるよう、両県で真摯に協議することを決定しました。

以降、両県は中海及び境水道における漁業を将来にわたって維持・発展させるという共通の目的のため、従来の入会慣行を尊重しつつ、この水域における漁業秩序の維持と漁業振興を図ることを基本とし、水産庁の指導と関係漁業者の理解のもと、規則改正等の協議を進めてまいりました。

現在における、両県合意の状況と漁業調整規則改正等の概要は以下のとおりです。

【合意の基本原則】

- ①両県がそれぞれの漁業調整規則に基づき、自県水域で操業する相手県漁業者に許可をする。
- ②これまでの入会慣行を尊重し、両県が相手県の漁業者に対し不利な取扱をしないことを協定する。
- ③許可の取得にあたり、漁業者の負担が生じないように許可申請手続きの簡素化を行うこと。

【漁業調整規則改正の概要】

- ①島根県水域(中海及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域に限る)における鳥取県漁業者の操業について島根県漁業調整規則の適用を除外する規定の削除
- ②島根・鳥取両県の操業条件を統一するための規定の整備
- ③漁業許可申請書等の経由規定の改正

【今後の予定】

- ①両県が足並みをそろえ、調整規則改正に係る水産庁との事前協議や海区委員会への諮問を経て、規則改正の認可を水産庁に申請

- ②両県漁業関係者からなる「協議機関」を設置し、中海及び境水道における水産資源の繁殖保護や漁業の適切な管理をおこない、同地域における漁業の振興を図っていく

以上が、今回の海区委員会に報告された「中海における漁業調整問題について」の内容です。

2. 島根県主要漁業の動向について（報告）

最近の島根県漁業の動向について、水産技術センターから報告いただきました。道根専門研究員からは「底びき網漁業の動向」について、寺門主任研究員からは「山陰沖の水温変動と主要漁業・魚種」について説明がありました。

まとめとして、水揚げ金額で見ると「沖合底びき網漁業」は好調、「小型底びき網漁業」は横ばい、まき網漁業は平年並みの状況とのことでした。詳しくは、水産技術センターのホームページに掲載されています。